

避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の避難行動支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにし、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とした避難行動要支援者への情報伝達体制や避難行動支援体制の整備を図ることによる地域の安心・安全体制を強化することを目的とし策定しました。

◇構成◇

- 1 基本的な考え方
- 2 避難行動支援プラン(全体計画)の対象者
- 3 避難行動要支援者名簿の作成方法
- 4 避難支援体制
- 5 避難支援プラン(個別計画)の策定
- 6 防災情報の周知
- 7 避難所における支援方法
- 8 要支援者避難訓練の実施



◇避難行動要支援者とは◇

「要配慮者」※1のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で何らかの支援が必要となる次の方が対象となります。

①	要介護認定 3～5 を受けている方
②	身体障害者手帳1級・2級を所有する方
③	療育手帳 A を所有する方
④	精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所有する方
⑤	支援を要すると市長が認める方(妊産婦・幼い子を抱えるひとり親家庭・難病患者などは申請により名簿へ登載)

※1 要配慮者とは…高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など一般に配慮を有する方



◇避難行動要支援者名簿と避難支援体制◇

市は、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。

名簿登録者のうち、避難支援等関係者※2への情報提供に同意を得ている方の名簿については、平時から避難行動要支援者へ声かけをし、見守り活動を通じて「共助」、「互助」の推進をはかります。

※2 避難支援等関係者

自治会(自主防災組織)、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、福祉委員、消防団等

ただし、災害発生時またはおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、名簿情報提供の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者へ提供し安否確認等に活用します。

* 要支援者の支援は支援協力者の任意の協力により行われます。支援協力者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあります。

◇避難支援プラン(個別計画)◇

要支援者一人ひとりについて、避難時の避難支援協力者や避難所等をあらかじめ定め、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施できるよう、介護支援専門員や相談支援専門員などの専門職にも協力を得て策定に努めます。



地域でできること

避難を迅速かつ適切に行うためには、平常時から市や地域、関係機関の役割分担を明確にし、連携して対応することが必要です。
普段から防災活動だけでなく、近隣に住む高齢者や障がいをお持ちの方などと接する機会を持ち、積極的に交流を深めましょう。